

令和4年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和4年10月25日(火) 15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香
	農地調整担当主事	益子 智渚

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12 名でございます。欠席委員は、2 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 9 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「1 番大島悟委員」と「2 番福澤邦夫委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 21 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は、■■■■■地内の畑 1 筆で面積は 109 m²でございます。申請者は宮代町にお住いの方です。転用目的は住宅敷地です。4 条の申請は農地所有者自ら農地以外に転用する自己転用ですので、権利移転は発生せず、許可後には地目が宅地に変更になります。なお、こちらは令和 4 年 3 月 9 日付けで農振農用地区域内からの除外が認可されております。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者の長女夫婦が持ち家を建築するのに伴い、まとまったスペースを確保するため、申請者住宅の敷地の一部を活用します。このため、現在居住している住居の接道を南側から確保する必要がある事、解体する建物に止めていた 2 台分の駐車スペースを新たに確保する必要があることから、今回の申請に至りました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■から■■の■■■■■■■■を■■■方面に通過し、そのまま 250m ほど直進した十字路を右折し、進んだ先に位置しています。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣接する農地はない為、被害防除策は特にありません。申請地の右側にある斜線の入った土地は長女夫婦の住宅予定地になります。こちらについても一部が農地となっており、今回、日

程第3の1件目で説明する農地法第5条の方で同時に許可申請しております。現況については、こちらの写真のとおりです。農地として適切に管理されていることが確認できます。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。まず初めに、全体の位置ですが、■■■■■を挟んで北側と南側に位置する農地が14筆あり、総面積19,777㎡ございます。次に詳細について■■■■■の北側からご報告いたします。まず、A①～③番の3筆です。適切に管理されております。次にB④から⑥の3筆です。こちらも適切に管理されております。次にC⑦～⑨の3筆です。こちらも適切に管理されております。次にD⑩、⑪の2筆です。こちらも適切に管理されております。最後に■■■■■の南側E⑫、⑬、⑭の3筆です。⑫と⑬は畦畔を撤去し2筆を一体で耕作しています。こちらも適切に管理されております。いずれも違反等はありません。

最後に、農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第1種農地に区分されます。周辺の営農への影響については、建築計画を伴わないものとなっておりますので、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

ご審議願います。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1 件目についてご説明いたします。申請地は、■■■■■■■■地内の畑 1 筆で面積は 86 ㎡でございます。申請者は譲受人、譲渡人ともに宮代町にお住いです。転用目的は住宅敷地です。なお、こちらは令和 4 年 3 月 9 日付けで農振農用地区域内からの除外が認可されております。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在、持ち家が無く、義理の父親の別宅にご家族 4 人で生活しております。子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になってきたため、十分な広さがある住宅が必要であると思い、今回の申請に至りました。

申請地の位置については、先ほど日程第 2 議案第 21 号でご審議いただきました農地法第 4 条許可申請の案件での申請地の東側に隣接した土地になります。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。生活雑排水については合併浄化槽を設置し、隣接する道路側溝に放流予定です。また、隣接する農地はない為、被害防除策はありません。現況については、こちらの写真のとおりです。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 1 種農地に区分されます。

説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

1 件目に関しまして、ご審議願います。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、1 件目については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2 件目について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2 件目についてご説明いたします。申請地は、■■■■■■■■地内の畑 1 筆で面積は 999 m²でございます。譲受人は■■■内に事業所のある、建築・土木工事業者です。譲渡人は宮代町にお住いの方になります。転用目的は資材置場です。権利の種類については賃貸借権の設定になります。なお、こちらは令和 4 年 9 月 14 日付けで農振農用地区域内からの除外が認可されております。詳細につきましてはお手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、現在、譲受人が営む土木事業の業績の近年の好調に伴い、資材置場が不足している状態にあります。申請地が資材置場として許可された場合、着手・完成までのスピードが早まり発注先に満足させる業務形態を整える事ができると考えています。今後も多様化するお客様のご要望にお応えするためにも、申請地を資材置場として利用したく、今回の申請に至りました。

申請地の位置については、■■■■■■から南に 400m、■■■■■■■■から東に 500mに位置しています。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。図の右下の部分については既存のコンクリートブロックが設置されております。既存のコンクリートブロックが設置されておりますが、このコンクリートブロックの使用については隣地の宅地の所有者から同意を得ています。それ以外の部分については隣接する農地への被害防除策としてコンクリートブロックを新設します。土地の利用方法としては、外構工事用のブロック置場として、73 枚のパレット(=荷物を載せるための荷役台)を設置する予定です。また、フォークリフトで荷卸し作業をするため、フォークリフトの作業スペースと荷卸しスペースを設けています。

現況については、こちらの写真のとおりです。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。

説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

2 件目に関しまして、ご審議願います。

(■番■■委員)

折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

担当地区ということで現地を確認しましたが、特に問題はないかと思います。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、2 件目については「やむを得ない」とすることといたします。

続く 3 件目については、■■■委員に関連する案件になります。「宮代町農業委員会会議規則」第 11 条の「議事参与の制限」の規定に該当することから、案件の説明並びに審議の際は退席していただくこととなりますので、恐れ入りますが、■■■委員ご退席願います。

< ■■■委員 退席 >

(事務局)

それでは、3 件目についてご説明いたします。申請地は、■■■■■地内の畑 1 筆で面積は 73 m²でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町にお住いです。転用目的は住宅敷地です。権利の種類については所有権の移転となります。なお、こちらは令和 4 年 9 月 14 日付けで農振農用地区域内からの除外が認可されております。詳細につきましてはお手元の議案書及びモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、現在譲受人が住んでいる住宅は公道に接しておらず、緊急車両等が入って来られないため、緊急事態における安全の確保などが、難しい状況にあります。また、現在所有している乗用車の駐車場所もないため、少し離れた場所を借りています。今回の申請地を一体利用できれば、公道に接することができる上、駐車場所も確保できます。以上の理由から今回の申請に至りました。

申請地の位置については、位置図をご覧ください。■■■■■から南に 150m に位置しています。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣接農地への被害防除策としてコンクリートブロックを新設します。現況については、こちらの写真のとおりです。農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(会長)

3 件目に関しまして、ご審議願います。

(■番■■■委員)

折原会長、■■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは■■■委員お戻りください。

< ■■■委員着席 >

続きまして、日程第3「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今月は各種届出の締め日が10月11日となっております。11日までに、4条届出はなく、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(事務局)

だいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第9回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和4年11月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____